

原議保存期間	3年(令和5年3月31日まで)
有効期間	一種(令和5年3月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
庁内関係各課長

警察庁丁少発第267号、丁生企発第245号
令和2年3月31日
警察庁生活安全局少年課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長

少年を特殊詐欺に加担させないための取組の推進について(通達)

特殊詐欺対策については、「オレオレ詐欺等対策プラン」の決定について(通達)」(令和元年6月25日付け警察庁丙捜二発第5号ほか)等に基づき、諸般の取組を推進しているところであるが、受け子等として特殊詐欺に加担し検挙された少年は、前年より減少しているものの、依然として少年が特殊詐欺の検挙人員の一定数を占めている厳しい状況にある。

各都道府県警察においては、少年を特殊詐欺に加担させないため、下記事項に配慮して、管内の情勢に応じた取組の推進に努められたい。

なお、「少年を特殊詐欺に加担させないための取組の推進について(通達)」(平成29年3月31日付け警察庁丁少発第81号ほか)については廃止する。

記

1 集団的不良交友関係の実態把握等の徹底

少年の集団的不良交友関係は、特殊詐欺を始めとする各種犯罪の温床の一つであることに留意し、「非行集団等に対する実態把握等の強化について(通達)」(令和元年5月24日付け警察庁丙少発第6号)に基づき、事件検挙、交通違反の取締り、街頭補導等のあらゆる警察活動を通じて非行集団等の実態把握を徹底し、情報収集に努めること。

なお、情報収集に当たっては、サイバーパトロールや携帯電話機の解析等によるSNSに着目した効果的な手法に配慮するとともに、「集団的不良交友関係の解消に向けた対策の推進について(通達)」(平成29年3月23日付け警察庁丁少発第69号)に基づき、関係部門間で収集した情報の共有を図り、収集した情報や把握した実態を踏まえて、個々の集団的不良交友関係について、具体的な対策を検討すること。

2 少年の再非行防止のための取組の推進

(1) 検挙・補導を通じた少年の規範意識の向上

特殊詐欺の手口のうちオレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還

付金等詐欺で検挙された少年の再犯者率は、刑法犯少年全体と比べて著しく高く、検挙された少年を学職別に見るとその半数以上は有職・無職少年が占めている状況にあることから、特殊詐欺に限らず窃盗犯や粗暴犯等の少年事件を取り扱う際や少年を街頭補導した機会等において、少年が特殊詐欺の受け子等として利用されている現状や、SNSで募集されている高額アルバイト勧誘の危険性等について指導し、少年の規範意識の向上を図るなど、こうした少年を将来、特殊詐欺に加担させないための取組を推進すること。

(2) 少年施設との連携による少年の規範意識の向上

少年院及び少年鑑別所（以下「少年施設」という。）の入所者が出所後に安易に特殊詐欺に加担することがないように少年の規範意識の向上を図るため、少年施設に対し、少年が特殊詐欺に加担している現状等について情報提供するとともに、非行防止教室等の開催、その他入所者の規範意識の向上に係る措置について協議するなど少年施設との連携を強化すること。

3 学校や家庭における非行防止への取組の促進

学校や家庭における非行防止への取組を促進するため、学校警察連絡協議会、スクールサポーターの活動及び保護者向けの講演会等において、少年が特殊詐欺に加担している現状等について情報提供を行うとともに、少年相談は、非行少年等を早期に発見する重要な契機でもあることから、少年サポートセンターや少年相談活動の役割を周知し、少年相談の利用の促進を図ること。

また、学校と連携して行う非行防止教室等において、生徒が安易に特殊詐欺に加担することのないよう、先輩・知人等の紹介やSNS等で募集される現金や書類等を受け取るだけで簡単に稼げるなどのアルバイトの危険性、軽はずみな行為が重大な犯罪に関与することになりかねないこと等について指導し、少年の規範意識の向上を図ること。

4 効果的な広報啓発活動の実施

非行防止教室等の開催に当たっては、神奈川県警察本部生活安全部が作成し各都道府県警察に配付した少年を特殊詐欺に加担させないための広報DVDや教材を活用するなど、効果的な広報啓発活動に努めること。

5 部門間の連携

上記取組を推進するに当たり、特殊詐欺予防対策担当部門は、少年担当部門と情報を共有し、連携して、防犯講話、防犯メール、その他の広報啓発を通じて情報発信に努め、少年の特殊詐欺への加担の未然防止に努めること。